

令和7年度

愛別町住宅太陽光発電システム導入補助事業

手引き

令和7年4月

愛別町 建設管理課

1 事業の趣旨

CO₂ の削減やクリーンエネルギーの導入の促進や環境にやさしいまちづくりの推進を図るため、愛別町内に新築及び既存住宅に太陽光発電システムを設置する者に対してその費用の一部を補助します。

2 対象者

- ・町内に居住、又は町内に居住する予定のある方
- ・町税を滞納していない方
- ・対象住宅に太陽光発電システムを設置し、生じた電力を対象住宅で利用する方
- ・電力会社と電灯契約を締結する方

3 対象住宅

- ・自らが居住する住宅又は店舗併用住宅
- ・町内にある住宅（新設又は既設）又は町内に建築予定の住宅

4 対象経費

太陽光発電システムは、未使用品で次の項目の費用が対象となります。

また、1 から9までの項目の費用の合計が 60 万円（税抜）／kW以下であり、かつ 10 の設備を設置することが要件となります。

1 太陽電池モジュール

太陽光を電気に変換し発電するもので、太陽電池の最大出力の合計値が 10kW未満であるもの

2 架台

太陽電池モジュールを屋根等に固定するもの

3 インバータ・保護装置（パワーコンディショナ）

太陽電池で発生した直流電力を、電力会社の電力と同じ交流電力に交換するもの

4 接続箱

太陽電池からのケーブルを集めるためのボックスで、電気の逆流防止及びサージを吸収するもの

5 直流側開閉器

通常、接続箱に内蔵されており、点検時に太陽電池出力とシステムを遮断するもの

6 交流側開閉器

パワーコンディショナから出力された交流電力と商用電力を遮断するもの

7 配線・配線器具の購入及び据付けに要する費用

8 設置工事に係る費用

- ・対象システムに係る機器の購入、据付け及び工事に要する費用
- ・対象システムの据付けに伴い必要になる改修及び補修工事に要する費用

※運搬費、立会検査費、手続代行費、産業廃棄物処理費等、工事を行う上で必要となる諸経費を含む

9 余剰電力販売用電力量計

太陽電池で発電した電力が家庭内で消費される電力を上回る場合に、電力会社が買い上げる余剰電力を計量するメーター

10 「太陽光発電システムが発電し、負荷及び商用系統に逆潮流した太陽光発電システムの全発電電力量を測定できる」機能を有するもの

上記項目に掲げる機器にその機能がない場合は設置を求めるものとする

11 特殊工事

ア 安全対策費

急勾配な屋根への設置や3階建て住宅のような高所作業が発生する場合に、作業員や部品の落下を未然に防止するため、設置場所に適合した足場を設ける工事

イ 陸屋根防水基礎工事

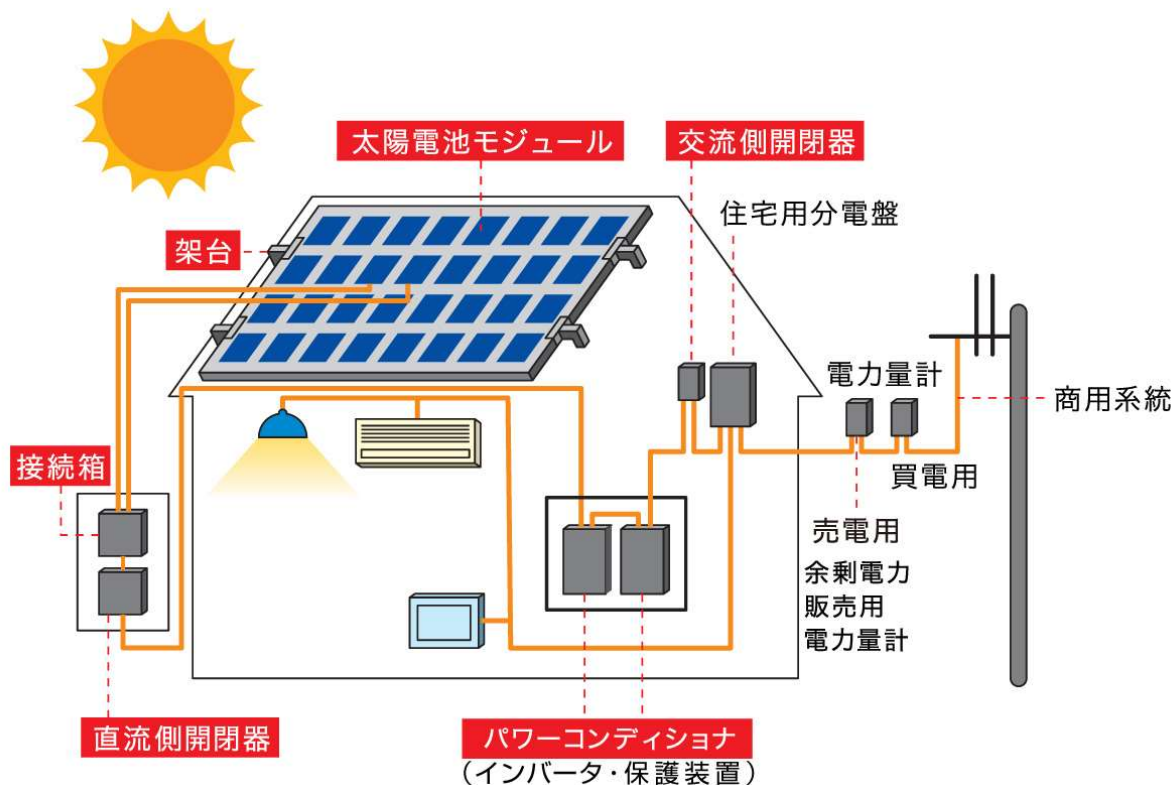
陸屋根の基礎設置部分を掘削し基礎を設置した後施す防水工事

ウ 積雪対策工事

積雪地域の積雪荷重に応じ、架台強度を個別設計して行う補強工事

エ 幹線補強工事

柱上トランス以降の内線（柱上トランス～電力量計～分電盤間）を強化し、分電盤を交換する工事



住宅用太陽光発電システムイメージ図

5 補助金額

- 21 万円を上限
- 太陽電池の最大出力の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満切り捨て）に7万円を乗じて得た額から千円未満の端数を切り捨てた金額

6 受付期間

令和7年4月14日（月）から令和7年9月30日（火）まで

※補助金交付申請書の受付順に交付決定を行います。

※受付期間内に交付決定額の合計が予定額に達した時点で締め切らせていただきます。

なお、今年度の予定額は21万円です。（概ね1件）

7 申請方法

申請は、太陽光発電システム設置工事前に次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。なお、書類提出後に交付の決定及び却下が決定されるものであり、申請書の提出があれば必ず交付決定されるというものではありませんのでご注意ください。

申請書類は、町のホームページでダウンロードをしていただくか、建設管理課窓口で配布します。

※交付決定通知の日から着手することが前提となります。

- （1）様式第1号 愛別町住宅太陽光発電システム導入補助金交付申請書
- （2）印鑑登録証明書
- （3）申請者が現に住所を有する市町村が発行する申請者及び同居する者の納税証明書
- （4）太陽光システム設置図（付近見取図、配置図、立面図、モジュール設置図）
- （5）工事請負契約書又は見積書の写し
- （6）太陽電池の最大出力の合計値が確認できる書類（カタログ等）の写し

8 申請内容に変更がある場合

申請した内容を変更する場合は、次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。

（変更申請を必要とする変更内容）

- ア 機種、仕様の変更
- イ 設置予定額の変更
- ウ 工事期間の変更

- （1）様式第3号 愛別町住宅太陽光発電システム導入補助金交付変更申請書
- （2）機種、仕様及び設置予定額の変更がわかる書類（様式第1号（第二面）など）
- （3）設置予定額の変更がわかる書類（様式第1号（第二面）など）

9 設置を中止する場合

太陽光発電システムの設置を中止する場合は、次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。

- （1）様式第5号 愛別町住宅太陽光発電システム導入中止申請書

10 完了報告書の提出

設置工事完了後速やかに次の書類を各1部、役場庁舎2階建設管理課窓口に直接提出してください。

なお、提出期限は、令和8年3月6日（金）まで。

※提出後、現場検査の日程を確認します。現場検査は、手続代行者若しくは施工業者が必ず立会うこととします。

- （1）様式第6号 愛別町住宅太陽光発電システム導入完了報告書
- （2）設置後の状況写真（太陽電池モジュール全体、住宅等全景ほか）
- （3）補助金交付対象経費の内訳が明記された領収書の写し
- （4）電力会社との太陽光電電力 受給契約確認書の写し
- （5）申請者の住民票原本（発行日以後3箇月以内のもの）
- （6）その他、町長が必要と認めるもの

1 1 交付決定の取り消し

次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、又は補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部を返還しなければなりません。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金を受けたとき
- (2) 補助金をその用途以外の目的に使用したとき
- (3) 対象事業を中止又は廃止したとき
- (4) 町長からの是正内容に正当な理由なく従わなかったとき
- (5) 運転状況報告を正当な理由なく行わなかったとき
- (6) その他町が定める規定に違反したとき

1 2 運転状況報告

補助金受給後2年間は、6箇月に1度発電量等に係るデータを次の書類により報告してください。

- (1) 様式第9号 愛別町住宅太陽光発電システム運転状況報告書

※やむを得ない理由により一定期間報告ができない場合次の書類を提出してください。

- (2) 様式第10号 愛別町住宅太陽光発電システム運転状況報告停止承認申請書